

愛媛大学学術支援センター動物実験部門

動物実験センター廃棄物処理要領

第1条 動物実験センターにおける廃棄物の処理については、この要領によるものとする。

第2条 実験終了後の動物死体（以下「動物死体」という。）の廃棄物処理方法は、次の通りとする。

- (1) 保管：愛媛大学動物実験規定に基づき動物実験センター内で処置（安楽死等）した動物死体は、カテーテル等を取り外した後、ポリエチレン袋（黒色）等に入れ、専用の冷凍庫に一時保管する。
- (2) 運搬：動物死体は、所定の日時に指定場所に運搬する。
- (3) 焼却：動物死体は、学外の処理業者で焼却処理する。

第3条 床敷・糞尿の廃棄処理方法は、次の通りとする。

- (1) 床敷は、ポリエチレン袋（黒色）等の焼却可能な物に入れ、学外の処理業者にて焼却処理する。

第4条 動物実験に使用した器具等の廃棄処理法は、次の通りとする。

- (1) 動物実験に使用した廃棄器具等は、医学部及び医学部附属病院一般廃棄物処理規定に基づき、廃棄処理するものとする。
- (2) 動物実験に使用した注射針等鋭利なものについては、耐貫通性のプラスチック製容器に一時保管し、廃棄処理するものとする。

第5条 感染実験動物等の処理は、次の通りとする。

- (1) 感染実験動物は、オートクレーブ等により滅菌処理の後、一般動物死体と同様に処理するものとする。
- (2) 感染動物実験に使用した器具等についても、オートクレーブ等により滅菌処理の後、一般器具等と同様に処理するものとする。

附 則

この要領は、平成10年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。